船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十五年十一月六日

九州運輸局長　佐藤　尚之

一　一般財団法人関門海技協会

代表者の氏名

（変更前）来島　悼

（変更後）大神　肇

二　株式会社オーシャン登録小型船舶教習所

登録小型船舶教習実施機関の名称

（変更前）鵜脇　英夫

（変更後）株式会社オーシャン登録小型船舶教習所

登録小型船舶教習実施機関の住所

（変更前）福岡県飯塚市潤野二二七〇番地七号

（変更後）福岡県福岡市東区箱崎四丁目二十九番七号

代表者の氏名

（変更前）鵜協　英夫

（変更後）株式会社オーシャン登録小型船舶教習所　代表取締役　鵜脇　英夫

登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称

（変更前）オーシャン登録小型船舶教習所

（変更後）株式会社オーシャン登録小型船舶教習所

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、東京民医連労働組合健和会支部から、年末一時金等の要求に関して、平成25年11月７日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成25年11月６日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

埼玉県　みさと健和病院、みさと健和団地診療所、みさと健和歯科、みさと健和クリニック及びまちかどひろばクリニック

東京都　柳原病院、柳原リハビリテーション病院、柳原診療所、健愛クリニック、かもん宿診療所、柳原腎クリニック、柳原歯科、柳原ホームケア診療所、老人保健施設千寿の郷、四ツ木診療所、蒲原診療所、蒲原歯科診療所、すみだ共立診療所及びクリニック柳島

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、京都医療労働組合連合会から、年末一時金等の要求に関して、平成25年11月７日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（京都府及び兵庫県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成25年11月６日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

京都府　日本赤十字社京都第一赤十字病院、日本赤十字社京都第二赤十字病院、全社連社会保険京都病院、社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院、社会福祉法人京都社会事業財団訪問看護ステーション「桂」、社会福祉法人京都博愛会博愛会病院、社会福祉法人京都博愛会訪問看護ステーションはくあい、社会福祉法人京都博愛会冨田病院、社会医療法人西陣健康会堀川病院、社会医療法人西陣健康会クリニックほりかわ、社会医療法人西陣健康会正親診療所、社会医療法人西陣健康会出町診療所、社会医療法人西陣健康会ほりかわ訪問看護ステーション、特定医療法人健康会京都南病院、特定医療法人健康会新京都南病院、特定医療法人健康会第二南診療所、特定医療法人健康会内浜診療所、特定医療法人健康会せんぼん診療所、特定医療法人健康会西京極診療所、特定医療法人健康会三栖診療所、特定医療法人健康会伏見診療所、特定医療法人健康会訪問看護ステーションみなみ、特定医療法人健康会訪問看護ステーションぬくもりの里、社会福祉法人京都社会事業財団西陣病院、社会医療法人太秦病院、社会医療法人うずまさ診療所、社会医療法人うずまさ第二診療所、社会医療法人うずまさ鍼灸治療院、社会医療法人うずまさ訪問看護ステーション、財団法人日本バプテスト連盟医療団総合病院日本バプテスト病院、医療法人清仁会洛西ニュータウン病院、財団法人療道協会西山病院、医療法人栄仁会宇治おうばく病院、医療法人栄仁会新田辺診療所、医療法人栄仁会京都駅前メンタルクリニック、医療法人栄仁会訪問看護ステーションおうばく、医療法人栄仁会訪問看護ステーションそうらく、医療法人栄仁会訪問看護ステーション京たなべ、医療法人財団美山健康会美山診療所、医療法人財団美山健康会宮島診療所、医療法人医誠会京都ルネス病院、医療法人医誠会訪問看護ステーション「コスモス」、特定医療法人福知山もみじヶ丘病院、特定医療法人クリニック「まほら」、特定医療法人クリニック「もみじ」、公益財団法人丹後中央病院、医療法人財団宮津康生会宮津武田病院、医療法人三青園丹後ふるさと病院、医療法人三青園たちばな診療所、京都医療生活協同組合中野眼科、京都医療生活協同組合四条診療所、京都医療生活協同組合河原町診療所、京都医療生活協同組合駅前診療所、財団法人京都工場保健会診療所、財団法人京都工場保健会診療所宇治支所、財団法人御池保健センター、財団法人壬生保健センター、一般財団法人京都予防医学センター、一般財団法人京都予防医学センター丹後支所、浅田鳥羽クリニック、社団法人京都微生物研究所、社団法人京都微生物研究所福知山支所、株式会社日本医学臨床検査研究所、株式会社日本医学臨床検査研究所舞鶴支所、医療法人葵会侍鳳診療所、医療法人葵会侍鳳歯科診療所、医療法人葵会上賀茂診療所、医療法人葵会かも川診療所、医療法人葵会紫野診療所、みつばち薬局上加茂店、みつばち薬局紫野店、医療法人葵会総合ケアステーション、上京診療所、仁和診療所、仁和診療所歯科、花ぐるま薬局、なごみ薬局、総合ケアステーションわかば、上京鍼灸治療所、京都民医連中央病院、京都民医連太子道診療所、朱雀診療所、春日診療所、京都民医連かみの診療所、京都民医連かどの三条こども診療所、コスモス薬局、訪問看護ステーション太秦安井、吉祥院病院、久世診療所、九条診療所、九条診療所歯科、西七条診療所、吉祥院こども診療所、あゆみ薬局、吉祥院訪問看護ステーション、東九条訪問看護ステーション、訪問看護ステーションこもれび、吉祥院病院付属鍼灸治療院、京都民医連第二中央病院、東山診療所、川端診療所、川端鍼灸治療所、京都民医連あすかい診療所、京都民医連あすかい診療所歯科、大宅診療所、京都民医連洛北診療所、すこやか薬局、すこやか薬局二条店、すこやか薬局東山店、訪問看護ステーションたんぽぽ、訪問看護ステーションひまわり、訪問看護ステーションぐんぐり、公益法人京都労働災害被災者援護財団京都城南診療所、京都協立病院、あやべ協立診療所、まいづる協立診療所、たんご協立診療所、ふくちやま協立診療所、在宅ケアステーションげんき、ほっとステーションきぼう、訪問看護ステーションゆたかの、ふれあいステーションゆきわり、やましろ健康医療生協あさくら診療所、やましろ健康医療生協あさくら診療所歯科及び乙訓医療生活協同組合医誠会診療所

兵庫県　財団法人京都工場保健会診療所神戸検診クリニック

最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年11月６日

北海道労働局長　羽毛田　守

第４号中「１時間781円」を「１時間791円」に改める。

宮城労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県鉄鋼業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成25年11月６日

宮城労働局長　井上　真

第４号中「１時間788円」を「１時間798円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月15日から効力を生ずる。